

第 58 号議案

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行により在留カードと個人番号カードを一体化した「特定在留カード」及び特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した「特定特別永住者証明書」が交付されることに伴い、本条例において所要の規定を置くため。

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項ただし書中「。)」の次に「、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。))」を加える。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

第 13 条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下この条において「公的個人認証法」という。))第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第 7 項(公的個人認証法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に使用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛南町印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第12条 略 (印鑑登録証明の申請) 第13条 登録者又はその代理人は、町長に対し印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 2 前項の規定による申請は、登録証を添えて、書面でしなければならない。ただし、登録者が自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。) _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____を添えて申請するときは、登録証の添付を省略することができる。 第14条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第15条 第13条の規定にかかわらず、登録者は、<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下この条において「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。))が記録された個人番号カード _____ _____ _____	第1条～第12条 略 (印鑑登録証明の申請) 第13条 登録者又はその代理人は、町長に対し印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 2 前項の規定による申請は、登録証を添えて、書面でなければならない。ただし、登録者が自ら個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)、<u>特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)</u>又は<u>特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)</u>を添えて申請するときは、登録証の添付を省略することができる。 第14条 略 (多機能端末機による印鑑登録証明書の交付) 第15条 第13条の規定にかかわらず、登録者は、 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____個人番号カード、<u>特定在留カード</u>若しくは<u>特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報シ</u>

又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。)が記録された電磁的記録媒体(公的個人認証法第 8 条に規定する電磁的記録媒体をいう。)が組み込まれた移動端末設備(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備をいう。) を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、町長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 2 略 以下 略	システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下この条において「公的個人認証法」という。)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第 7 項(公的個人認証法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する 移動端末設備(公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を 多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に使用し、 印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 2 略 以下 略
---	--